

平成 23 年 6 月 15 日

各 位

日本商品先物取引協会

商品先物取引業界における節電対策について

1. 使用電力の抑制目標

政府方針に従い、東京電力及び東北電力管内に所在する会員の本店、支店等においては、7 月から 9 月の平日 9 時から 20 時における使用最大電力の 15%以上の抑制を行う。

なお、契約電力が 500 k w以上の施設は電気事業法に従って使用電力を抑制する。

2. 抑制目標を達成するための具体的対策

(1) 会員全社で行う対策

- ① 執務エリアの照明を間引く
- ② 空調の設定温度の引き上げ（28℃を原則とする。）
- ③ 使用していない会議室、廊下等の消灯、空調停止の徹底
- ④ O A機器の使用抑制

(2) 会員各社の実態に応じて行う対策

- ① 残業抑制、時差出勤、休暇取得の促進等の勤務形態の見直し
- ② 各種会議、研修、セミナー等の開催時期、開催時間の見直し
- ③ エレベータ、電気式給湯器、温水洗浄便座等のオフィス内電力の抑制
- ④ 省エネ型電気機器の導入
- ⑤ クールビズの実施

(3) 本会事務局において行う対策

- ① 執務エリアの照明のうち 2 分の 1 を間引きする。通路等不要な照明は消灯する。
- ② 空調設定温度 28℃の設定
- ③ 使用頻度の低い O A機器、電気式給湯器、その他電気機器の電源オフ及び設定の見直し
- ④ クールビズの徹底

以 上